

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(六)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。
 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総額又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特定税額控除規定の適用可否		平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合		可				
試験研究費の額	1	円	税額控除限度額 (4) × (10)	11	円			
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12	円			
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3				当期税額基準額の割合の調整の計算	平均売上金額 (別表六(十)「10」)	13
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4					試験研究費割合 $\frac{(1)}{(13)}$	14
	増減試験研究費の額	5				増減試験研究費の額 (1) - (5)	6	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$
税額控除の割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	5	当期税額基準額の調整の計算	16	円			
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6				(14) > 10%の場合の特例加算割合 $(14 - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	15	
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7				当期税額基準額 (12) × (0.25又は(0.25 + (15)))	16	
割合の計算	(7) > 5%の場合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	8	当期税額控除可能額 (11)と(16)のうち少ない金額	17	円			
	(7) ≤ 5%の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	9				調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の①」)	18	
	税額控除割合 (8)又は(9) (5) = 0の場合は0.085	10				法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	

別表六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
- なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 「(7) > 5% の場合

$$\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$$
 8 は、
 (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」
- 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年4月1日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 「税額控除割合
 (8)又は(9) 10 は、当該事業年度が
 ((5)=0の場合は0.085)」
- 措置法第42条の4第8項第4号に規定する設立事業年度である場合には、「0.085」と記載します。
- 5 「税額基準割合の調整」の各欄は、当該事業年度が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合（別表六（九）「10」の欄に金額の記載がある場合を除きます。）にのみ記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人		1	g	
大規模法人の保有割合	c				h	
第1順位の株式数又は出資金の額(g)	d	%			i	
保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	e				j	
大規模法人合計の株式数又は出資金の額(k)	f	%		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k	
この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。 1 「保有割合d」が50%以上となる場合又は「保有割合f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。						